

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件の概要

資料 5

- 指定試験機関が実施する技能検定職種に係る手数料は、告示により定めている。
- 今般、①林業職種、シャッター施工職種を新設したこと、②物価の上昇等により、試験運営にかかる費用が増大していること等から、手数料の額を改正した。

※（参考）若年者に対する減免措置は令和 6 年度から改正なし。

1. 手数料の額の改正

No.	職種名	1 級		2 級		3 級	
		実技試験	学科試験	実技試験	学科試験	実技試験	学科試験
1	林業（新設）	<u>32,400円</u>	<u>9,800円</u>	<u>31,800円</u>	<u>9,800円</u>	<u>31,000円</u>	<u>9,800円</u>
2	シャッター施工 （新設）	<u>31,900円</u>	<u>8,900円</u>	<u>31,900円</u>	<u>8,900円</u>	<u>13,000円</u>	<u>8,900円</u>
3	キャリアコンサルティング	29,900円 → <u>33,500円</u>	（改正せず）	（改正せず）	（改正せず）	—	—
4	眼鏡作製	（改正せず）	8,900円 → <u>9,900円</u>	（改正せず）	8,900円 → <u>9,900円</u>	—	—
5	ブライダルコーディネート	24,800円 → <u>26,000円</u>	8,000円 → <u>8,500円</u>	19,800円 → <u>21,000円</u>	6,000円 → <u>6,500円</u>	3,000円 → <u>4,000円</u>	4,000円 → <u>4,500円</u>
6	着付け	（改正せず）	8,900円 → <u>11,400円</u>	（改正せず）	8,900円 → <u>11,400円</u>	—	—

※No. 1 の告示日及び適用日は令和 6 年 8 月 29 日、No. 2 ～ 6 の告示日及び適用日は令和 7 年 2 月 4 日。

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件の概要

2. 若年者に対する減免措置の変更（改正後の3級実技試験の手数料額）

※減免額は、在職中の者1/2（上限9,000円）、在職中の者以外の者1/4（上限4,500円）補助（いずれも100円未満切り捨て）

職種		3級実技手数料 (減免なしの場合)	23歳未満の手数料	
			在職中の者	在職中の者以外の者
ウェブデザイン		8,000円	4,000円 (4,000円減免)	6,000円 (2,000円減免)
ピアノ調律		28,500円	19,500円 (9,000円減免)	24,000円 (4,500円減免)
機械保全	(一般)	15,400円	7,700円 (7,700円減免)	11,600円 (3,800円減免)
	(在校生)	10,000円	6,200円 (3,800円減免) ※在職者であっても在校生の減免額を適用	
情報配線施工	(一般)	6,500円	3,300円 (3,200円減免)	4,900円 (1,600円減免)
	(在校生)	4,900円	3,300円 (1,600円減免) ※在職者であっても在校生の減免額を適用	
ビルクリーニング		15,000円	7,500円 (7,500円減免)	11,300円 (3,700円減免)